

学校法人昭和医科大学 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活を両立することができる働きやすい雇用環境を整備するため、以下の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

<目標①>

男性労働者の育児休業取得を促進し、計画終了時点で40%以上とする。

【取組内容】

◆育児休業・出生時育児休業制度について、学内イントラネットにて全職員へ周知する。
(令和7年4月～)

◆育児休業給付等の経済的な支援措置に関する情報提供を行い、安心して休業制度を利用できるよう全職員へ周知する。(令和7年4月～)

<目標②>

事務職員一人当たりの法定外労働時間・法定休日労働時間の平均を毎月15時間未満とする。

【取組内容】

◆変形労働時間制を活用したシフト勤務を実施し、業務の繁忙・閑散に合わせた柔軟な働き方ができるように努める。(令和7年4月1日～)

以上